

## 東三河広域連合 I C T機器導入支援補助金交付要綱

### (通則)

第1条 東三河広域連合は、東三河広域連合 I C T機器導入支援補助金（以下「補助金」という。）を、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、東三河広域連合補助金等交付規則（平成29年3月31日規則第4号）の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、介護事業所の職員の負担を軽減するとともに、ケアの質の向上に資する I C T機器の導入経費を補助し介護事業者を支援することにより、介護人材の定着率の向上を図ることを目的とする。

### (対象事業所)

第3条 この補助金の対象となる事業所は、この補助金を申請する年度の4月1日時点で東三河広域連合構成市町村内において開設している以下のサービス種別の事業所とする。ただし、国又は地方公共団体が設置する施設（地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者が管理するものを含む。）は、対象となる事業所から除く。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設及び同条第27項に規定する介護老人福祉施設
- (2) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- (3) 介護保険法第8条第11項に規定する特定施設、同条第21項に規定する地域密着型特定施設及び同法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護を行う事業所
- (4) 介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う事業所及び同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業所

### (補助対象機器等)

第4条 この補助金の対象となる I C T機器（以下「補助対象機器」という。）は、タブレット端末等情報通信機器により遠隔で介護内容や介護に係る利用者の情報を記録するとともに事業所内で情報共有し、介護業務を支援する機能により介護事業所の職員の負担を軽減しケアの質の向上に資する機器とする。

- 2 この補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第3条で規定する対象事業所において、補助対象機器の導入にかかる経費のうち、別表に定めるものとする。

### (補助金交付額の算定)

第5条 補助金の交付額の算定は、補助対象経費から寄附金その他の収入額を控除した額に2分の1を乗じて得た額とし、1法人当たり150万円を上限とする。

- 2 前項の規定により算出した額に、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、I C T機器導入支援補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める日までに東三河広域連合長（以下「広域連合長」という。）に提出しなければならない。

(ICT機器導入計画)

第7条 申請者は、ICT機器導入(変更)計画書(別紙1)により、介護従事者の負担軽減およびケアの質の向上につなげるための導入計画を立案し、前条に規定する交付申請に合わせて提出するものとする。

(交付決定等)

第8条 広域連合長は、第6条の規定による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し適当と認められた場合は、第10条に掲げる事項を条件に補助金の交付決定をするものとし、その決定の内容をICT機器導入支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

2 広域連合長は、申請内容が適当と認められた交付申請額の合計が予算を超えた場合、抽選により交付決定するものとする。

(変更等承認申請)

第9条 前条の規定に基づく交付決定を受けた者(以下「補助対象事業者」という。)が、この補助金の交付決定後、申請の内容を変更、中止又は廃止する場合には、速やかにICT機器導入支援補助金変更等承認申請書(様式第3号)を広域連合長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 広域連合長は、前項の申請により、補助金の交付決定を取り消し、又はその決定内容若しくはこれに付した条件を変更したときは、ICT機器導入支援補助金変更決定通知書(様式第4号)により補助対象事業者に通知するものとする。

3 申請内容の変更により補助対象経費に増減が生じた場合は、当初の交付決定額を上限として前項の決定を行うものとする。

(補助条件)

第10条 補助対象事業者は、この補助金を申請する年度の末日までに、交付申請にかかるICT機器の導入(以下「補助対象事業」という。)を完了させなければならない。補助対象事業がICT機器導入支援補助金交付申請書(様式第1号)に記載したICT機器導入予定時期までに完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合は、その旨を速やかに広域連合長に報告し、その指示に従わなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業により取得した財産については、事業完了後においてもその用途を変更することなく、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

3 補助対象事業者は、補助対象事業に係る関係書類については、他の事業と明確に区分し、当該事業に係る収入及び支出を明らかにし、補助金の額の確定の日(補助対象事業を中止又は廃止した場合は、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

4 補助対象事業者は、この補助金と対象経費を重複して、他の予算制度に基づく負担又は補助を受けてはならない。

(実績報告書の提出)

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その事実があった日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日までのいずれか早い日までに、ICT機器導入支援補助金実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて広域連合長に提出しなければならない。

(補助金交付額の確定)

第12条 広域連合長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助対象事業が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、ICT機器導入支援補助金確定通知書(様式第6号)により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助対象事業者は、補助金の額の確定後において補助金を請求するものとし、ICT機器導入支援補助金請求書(様式第7号)を広域連合長に提出して行うものとする。

(補助金の交付)

第14条 補助金は、第12条の規定により確定した額を補助対象事業が完了した後に交付するものとする。

(ICT機器導入効果の報告)

第15条 補助金の交付を受けた者(以下、補助事業者という。)は、ICT機器導入後、ICT機器導入効果報告書(別紙4)を作成し、毎年度(ICT機器を導入した日の属する年度の翌々年度から3か年度に限る。)4月末までに広域連合長に報告する。

2 導入効果は、導入によって得られた効果に関するデータをできる限り客観的な評価指標に基づいて示すものとする。

3 第1項で提出されたICT機器導入効果報告書について、広域連合長は、必要に応じてホームページ等で公表することができる。

(事業完了後の調査)

第16条 補助事業者は、補助対象事業の完了後であっても、広域連合長の求めに応じて、調査等の依頼に協力しなければならない。

(決定の取消し)

第17条 広域連合長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は広域連合長の指示に従わなかったとき。

(4) 補助対象事業者(法人その他の団体にあっては、代表者、役員、又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者若しくは同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)又は暴力団員等をその役員に含む法人に該当するに至ったとき。

(補助金の返還)

第18条 広域連合長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第19条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、広域連合長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過した場合は、この限りでない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年8月30日から施行する。

#### 別表

1 補助対象経費	2 補助率	3 補助金交付額	4 補助対象外
ICT機器の導入に要する経費で以下に掲げるもの。 (1) ソフト・ハード機器の購入費 (2) ソフト・ハード機器の初期設定費 (3) 無線LAN環境の構築費	1/2	1 法人当たり 上限150万円	(1) 通信費用、保守費用、機器等のリース費用などのランニングコストにあたるもの (2) 交付決定前に導入されたもの (3) 消費税及び地方消費税

# 様式第 1 号

## I C T機器導入支援補助金交付申請書

年 月 日

東三河広域連合長 様

住 所  
法 人 名  
代表者職・氏名

㊞

東三河広域連合 I C T機器導入支援補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり申請  
します。

### 記

1 交付申請額 円

2 I C T機器導入予定時期 年 月 日

3 導入事業所

(1) 事業所名

(2) サービス種別

4 添付書類

- (1) I C T機器導入計画書 (別紙 1)
- (2) 補助金所要額調書 (別紙 2)
- (3) 導入する I C T機器のカタログ等
- (4) I C T機器導入経費の見積書の写し
- (5) 同意書 (別紙 3)

様式第 2 号

I C T 機器導入支援補助金交付決定通知書

東三指令介第 号

住 所  
法 人 名  
代表者職・氏名 様

年 月 日付で申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、東三河広域連合 I C T 機器導入支援補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により通知します。

年 月 日

東三河広域連合長 印

補助年度	年度	補助金の名称	I C T 機器導入支援補助金
交 付 金 額			円
交 付 予 定 時 期			年 月
交 付 条 件			

## 様式第3号

### I C T機器導入支援補助金変更等承認申請書

年 月 日

東三河広域連合長 様

住 所

法 人 名

代表者職・氏名

Ⓜ

年 月 日付け 東三指令介第 号により交付決定を受けた補助金について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、東三河広域連合 I C T機器導入支援補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

#### 記

1 変更又は中止（廃止）の理由

2 変更又は中止（廃止）の内容

3 導入事業所

(1) 事業所名

(2) サービス種別

4 添付書類

(1) I C T機器導入変更計画書（別紙1）

(2) 補助金所要額調書（別紙2）

(3) 導入する I C T機器のカタログ等（機器の変更がある場合）

(4) 変更後の I C T機器導入経費の見積書の写し

(5) I C T機器導入支援補助金交付決定通知書の写し

※見積金額が増額となった場合は、当初の決定額を上限とする。

様式第 4 号

I C T 機器導入支援補助金変更決定通知書

東三指令介第 号

住 所  
法 人 名  
代表者職・氏名 様

年 月 日付け 東三指令介第 号により交付決定をした補助金について、次のとおり変更したので、東三河広域連合 I C T 機器導入支援補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

年 月 日

東三河広域連合長

㊟

補助金の名称	I C T 機器導入支援補助金
変更前の交付金額	円
変更後の交付金額	円
変更増減額	円
交付条件	
備考	



## 様式第5号

### ICT機器導入支援補助金実績報告書

年 月 日

東三河広域連合長 様

住 所

法 人 名

代表者職・氏名

Ⓜ

年 月 日付け 東三指令介第 号により交付決定を受けた補助金について、東三河広域連合ICT機器導入支援補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

#### 記

1 今回交付申請額 円

2 ICT機器導入時期 年 月 日

3 導入事業所

(1) 事業所名

(2) サービス種別

4 添付書類

(1) 補助金精算額調書(別紙2)

(2) 補助対象事業に係る事業の契約書等の写し

(3) 補助対象事業に係る領収書、納品書の写し

(4) 導入したICT機器の写真

様式第6号

I C T機器導入支援補助金確定通知書

東三介第 号  
年 月 日

住 所  
法 人 名  
代表者職・氏名 様

東三河広域連合長 印

年 月 日付けで実績報告のあった補助金の交付については、次のとおり確定したので、東三河広域連合 I C T機器導入支援補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 金 の 名 称	I C T機器導入支援補助金
交 付 確 定 額	円

様式第7号

ICT機器導入支援補助金請求書

年 月 日

東三河広域連合長 様

住 所  
法 人 名  
代表者職・氏名

印

年 月 日付け 東三介第 号により交付額の確定を受けた補助金について、東三河広域連合ICT機器導入支援補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり請求します。

補助金請求額	円
--------	---

導入事業所	事業所名	
	サービス種別	

別紙 1

I C T 機 器 導 入 （ 変 更 ） 計 画 書

法人名 ( )  
事業所名 ( )  
サービス種別 ( )

I C T 機 器 の 製 品 名	
導 入 時 期	導 入 内 訳
年 月 日	
【事業概要】	
【導入スケジュール】	
【I C T 機 器 導 入 に よ る 効 果 （ 負 担 軽 減 ） 】	
【I C T 機 器 導 入 に よ る 効 果 （ ケ ア の 質 の 向 上 ） 】	

注) 変更計画書の場合は、変更した箇所に下線を引くこと。

別紙 2

補助金所要額調書（補助金精算額調書）

補助対象経費 A	寄附金その他の 収入額 B	補助基本額 C (=A-B)	補助基準額 D	選定額 E	補助金交付額 F (=E×1/2)	既に交付決定 を受けた額 G	変更後の 補助金交付額 H	備 考
円	円	円	円 3,000,000	円	円	円	円	

(注)

- 1 A欄には、税抜金額を記入すること。
- 2 寄附金その他収入金があるときは、補助金の額の算定に当たり、対象経費から当該寄附金その他収入金の額を控除すること。
- 3 E欄には、C欄とD欄を比較していずれか少ない方の額を記入すること。
- 4 F欄には、E欄に2分の1を乗じて得た額（千円未満切捨て）を記入すること。
- 5 G欄には、変更交付申請の場合に、既に交付決定を受けた額を記入すること。
- 6 H欄には、変更交付申請の場合に、F欄とG欄の額を比較していずれか少ない方の額を記入すること。

別紙 3

年 月 日

同意書

I C T 機器導入支援補助金交付申請にあたり、貴職に提出する I C T 機器導入（変更）計画書及び I C T 機器導入効果報告書を貴職が公表することに同意します。

東三河広域連合長 様

住 所  
法 人 名  
代表者職・氏名

㊞

別紙 4

I C T機器導入効果報告書

東三河広域連合長 様

年度に I C T機器導入支援補助金の交付を受けて導入した I C T機器について、 年度にか  
かる導入効果報告書を提出します。

年 月 日

住 所

法 人 名

代表者職・氏名

印

導入事業所名 ( )

サービス種別 ( )

I C T機器の製品名	
導入時期	導入内訳
年 月 日	
【事業概要】	
【 I C T機器の使用状況】	
【 I C T機器の導入効果（負担軽減）】	
【 I C T機器の導入効果（ケアの質の向上）】	